

令和3年度第3回三鷹市都市計画審議会

令和4年2月17日

【佐藤主査】 皆さまお揃いとなりましたので、ただいまから令和3年度第3回三鷹市都市計画審議会を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます、都市計画係の佐藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の審議会は、新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いしております。また、出席説明員の人数も制限させていただいておりますのでご了承ください。

開会に先立ちまして、本審議会は「三鷹市都市計画審議会条例施行規則第9条」により、原則公開となっております。また、「三鷹市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱第6条」により、傍聴人は3日前までに会長が決定することとなっております。

本日の審議会に対しまして、2名の方より傍聴の申し込みがありましたが、1名の方から欠席のご連絡を頂いております。傍聴の方にはすでに着席いただいておりますのでよろしく申し上げます。

続きまして、席上配付資料のご確認をお願いします。

委員の皆さまの席上には、会議次第、日程、委員名簿、席次表、諮問文の写しをお配りしておりますので、ご確認ください。

よろしいでしょうか。

これより審議会に入らせていただきますが、会議に先立ちまして、委員の出席状況についてご報告を申し上げます。

専門委員を除く17人の委員のうち、今のところ13人の委員にご出席をいただいております。委員の過半数が出席し、定足数に達しておりますので、本審議会条例第6条第2項の規定により、本日の審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、本審議会条例第6条第1項の規定により、金井会長に議長をお願いいたします。

【金井会長】 それでは、議事に入る前に、一言ご挨拶を申し上げます。

皆さまこんにちは。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ます。

オミクロン株などによる、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いておりますので、委員の皆さまにおかれましても充分体調にご留意いただきたいと思います。

さて、今回は令和3年度3回目の都市計画審議会となります。委員の皆さまには、是非、活発なご意見等をいただき、三鷹のまちづくりにご協力をいただきたいと思います。

本日の議題は、「三鷹市用途地域等に関する指定方針及び指定基準（改定案）について」の諮問事項が1件と「三鷹台駅前周辺地区の都市計画変更について」などの報告事項が2件ございます。

それぞれ三鷹のまちづくりにおいて重要な案件でございますので、委員の皆さまの忌憚のないご意見をいただけたらと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応といたしまして、委員の皆さまにおかれましては、発言の際もマスク着用をお願いいたします。また、発言の機会を妨げるものではありませんが、会議時間を短縮するために、発言は簡潔にまとめていただき、質問は重ならないようご配慮いただきますようお願いいたします。

続きまして、河村市長よりご挨拶があります。

【河村市長】 皆さまこんにちは、市長の河村孝です。

本日は、大変お忙しい中、令和3年度第3回三鷹市都市計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

年末までは、新型コロナウイルス感染症拡大が比較的影を潜めていましたが、年が明けてからは、オミクロン株が急速に感染拡大しているため、マスクの着用や密を避けるなど感染対策を行っていただき、皆さまにおかれましては引き続き体調にご留意いただければと存じます。

三鷹市では、新型コロナワクチンの3回目追加接種を医療従事者や、高齢者施設等に勤務・入居している方を対象に、接種間隔を8か月から6か月に前倒して対応するなど対策を進めているところでございます。

引き続き、市民の皆さまのご協力をいただきながら、感染状況に応じて市の会議やイベント等も含め、必要な新型コロナウイルス感染症の対策を進めていきたいと考えております。

さて、本日の審議会ですが、委員の皆さまにご審議いただきます案件は、3件ございます。

1件目の「三鷹市用途地域等に関する指定方針及び指定基準（改定案）について」は、前回の都市計画審議会（改定原案）として皆さまに報告させていただきました。こちらは、

三鷹市の土地利用誘導施策の根幹となる用途地域等の指定にあたり、指針となる方針及び基準についての改定に関するものでございます。

2件目は「三鷹台駅前周辺地区の都市計画変更について」です。こちらも前回の都市計画審議会で「三鷹台駅前周辺地区土地利用の方針」を諮問させていただきました。その内容を反映した都市計画変更をするため、必要な図書等を作成しましたので、ご報告させていただきます。今後は、東京都との協議や市民の皆さまに意見募集をしていく際などにも使用していくものです。

3件目の「国立天文台周辺のまちづくりについて」は、三鷹市大沢二丁目の国立天文台とその周辺地域の今後の土地利用等についてご報告させていただきます。

本日も大変重要な案件について、ご説明、ご報告させていただきますので、三鷹市の更なる発展のために、活発なご審議のほどどうぞよろしくお願い致します。

【金井会長】 ありがとうございます。

次に、会議録署名員を定めます。本件は、本審議会条例施行規則第10条第2項の規定に基づき、議長が指名をいたします。本日は後藤委員にお願いいたします。よろしくお願い致します。

これより議事日程に入ります。本日の議事は、諮問3件、報告事項1件となっております。日程はお手元に配付しておりますが、おおむね午後3時半を目途に会議を終了したいと思いますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

初めに、諮問をお受けいたします。河村市長。

【河村市長】 諮問文を朗読させていただきます。

3三都第715号。令和4年2月17日。

三鷹市都市計画審議会会長、金井富雄様。

三鷹市長、河村孝。

令和3年度第3回三鷹市都市計画審議会における諮問について
三鷹市都市計画審議会第2条の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求めます。
記。

1、令和3年度諮問第4号、三鷹市用途地域に関する指定方針及び指定基準（改定案）について。

よろしくお願い致します。

【金井会長】 ただいま諮問がありました、日程第1 諮問第4号「三鷹市用途地域等に

関する指定方針及び指定基準（改定案）について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。河村市長。

【河村市長】 諮問第4号「三鷹市用途地域等に関する指定方針及び指定基準（改定案）」の提案理由をご説明いたします。

用途地域は、地域における住居の環境の保護や業務の利便の増進を図るため、市街地の類型に応じた建築規制を行うもので、土地利用規制の根本をなしております。平成24年4月に用途地域の都市計画決定権限が都から市に移譲され、三鷹市用途地域等に関する指定方針及び指定基準を策定し、きめ細やかに運用しながら、地域特性に応じた土地利用の誘導を進めてきました。

今回は、法改正により、都市農地が都市にあるべきものとして位置づけられたこと、土地利用総合計画2022（第2次改定）に、住・商・工調和形成ゾーンを追加したことなどを踏まえるとともに、三鷹市用途地域等に関する見直し方針との統合も含めて、指定方針、指定基準を改定することにいたしました。

本件は、都市計画法に基づいて、三鷹都市計画に位置づけるものではございませんが、三鷹市の土地利用に大きく影響を与えるものとして、本審議会に諮問させていただくものです。

詳細の内容につきましては、事務局より補足説明をいたさせますので、よろしくお願いいたします。

【金井会長】 ありがとうございます。

これより、補足説明をお願いいたします。高橋都市整備部調整担当部長。

【高橋都市整備部調整担当部長】 都市整備部調整担当部長、高橋です。私からは、本件について補足説明をさせていただきます。

都市計画法第13条第1項第7号により、市街化区域については用途地域を定めることが規定されており、同法第15条により、市町村が用途地域を決定することが定められております。本件は、その用途地域の都市計画決定について、三鷹市の考え方をまとめたものでございます。

三鷹市では、平成25年12月に、用途地域等に関する指定の考え方をまとめた三鷹市用途地域等に関する指定方針及び指定基準を策定し、平成28年3月には、用途地域を変更するに当たっての進め方を整理して、三鷹市用途地域等の見直し方針を策定いたしました。今回の改定に当たっては、令和3年8月に書面開催となりました本審議会において改定の考え方を

ご報告させていただき、令和3年11月の本審議会では、改定原案をお示しさせていただきました。また、並行して、関係機関として、広域行政を所管する東京都と協議を重ねてまいりました。

本日は、これらの取組によるご意見を踏まえ、三鷹市用途地域等に関する指定方針及び指定基準（改定案）を策定し、諮問をさせていただくものでございます。改定原案からの修正点につきましては、赤字で記載しております。

それでは、資料1の7ページをお開きください。

(1) 災害に強いまちづくりの項目です。中段、地区計画につきましては、策定や指定など記述にばらつきがあったため、策定と表記を統一いたしました。

続きまして、9ページをお開きください。中段の(2) 自然環境整備ゾーンの記述でございます。4行目の「また」以降です。本日の日程第3で報告させていただき、国立天文台周辺のまちづくりに関連しまして記述を修正しております。大学等とまとめて記載をしておりますが、今後、国立天文台周辺のまちづくりに合わせて、都市計画制度も活用していけるような記述といたしました。

そのほか8ページに修正箇所がございますが、内容が大きく変わるものでございません。後ほどご確認いただければと思います。

なお、本審議会において、この改定案をお認めいただける答申がいただけましたら、その後、確定を行い、令和4年4月1日から施行及び運用を行っていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【金井会長】 説明が終わりました。

これより質疑を行います。それでは、質問等がある方はご発言をお願いします。野村委員。

【野村委員】 ありがとうございます。基本的にはこれまで見させていただいていたものなのですが、最終的な確定の前の確認ということで、いくつか基本的なことを確認したいと思います。

土地利用誘導の視点という1ページのところで、“百年の森”のまちづくりというのが今回新たに出てきたことで、それについては緑と水を活かしたまちづくりの中に記述が出てきます。防災は防災であります。地域のまちづくりは大体どこでも地域のということではないのと思うのですが、最後の「持続可能な集約型都市の形成に向けた土地利用」で、いろいろ書いていますけれども、実際にどのようなものを目指すのかというところが、ほかのところと重ねてのイメージ、集約型都市や持続可能、集約型とまた違うものを併せて言って

いて、この間、コンパクトシティとずっと言われてきていますが、三鷹のようにもともとコンパクトなまちでどのようにするということをイメージされているのか、後ろのほうを見ても分かりにくかったので、補足説明いただければと思います。お願いいたします。

【金井会長】 小泉都市整備部長。

【小泉都市整備部長】 都市整備部長の小泉でございます。

これから高齢化社会、また、新型コロナウイルス感染症の関係で、家庭での在宅勤務のが増え、日常生活の身近なところで1日を過ごす方も増えてくるだろうという中で、日常生活圏、地域で、より市民サービスが受けられるような、また都市機能が集積するようなまちづくりを公共施設の再配置も含め、これから進めていくため、このようなキーワードを出させていただいています。

今後、三鷹市の第5次基本計画や、それ以降の関連する個別計画などで具体的な内容が、盛り込まれてくると考えております。

【金井会長】 野村委員。

【野村委員】 分かりました。そうすると、例えば、住みよい環境を目指すまちづくりという、8ページに具体的に書いてあるようなことが、その反映になるというような、あるいはほかのところも全部そうだと行ってしまえばそうなのかもしれませんが、やはりこの後、予備知識なく見る方が、これはこういうことを意味しているということが分かると、よりそれに向けて、市民の理解が進むのではないかと考えていると思いますが、今言ったように、大体その辺りのことを言っているという理解でよろしいですか。再確認します。

【金井会長】 小泉都市整備部長。

【小泉都市整備部長】 都市整備部長、小泉でございます。

委員がおっしゃるとおり、そのようなところがそれぞれ散りばめられているというイメージで捉えていただければと思います。また、より具体的な計画ベースで落とし込まれてくれば、そうしたものが、まずはマスタープランである土地利用総合計画に反映され、必要に応じた施策を行っていくかたちで、進めていくと思っております。

【金井会長】 よろしいですか。他にございますか。栗原委員。

【栗原委員】 それでは1点、14ページ目で、その他の地域地区等の活用方針の項目の中で、(4)番目、高度利用地区です。土地の合理的かつ健全な高度利用と、都市機能の更新を図るため、「東京都高度利用地区指定方針及び指定基準」を準用して、市街地の特性に応じた高度利用地区を指定するとあります。高度利用ということが、用途地域を指定すること

で、良好な住環境を確保するという意味で矛盾しないように運用することが重要かと思えます。高さの利用が、高度利用というかたちでされた場合に、住環境が、住んでいる人にとって障害になることが多々見られます。極端なのっぽビルなどにつながらないよう、十分地域の住民の声を反映することが必要かと思えます。高度利用地区の指定によって、乱開発や環境悪化につながらないよう留意することが必要だと思えます。この点、確認しておきたいと思えます。

【金井会長】 高橋都市整備部調整担当部長。

【高橋都市整備部調整担当部長】 都市整備部調整担当部長、高橋です。

今、委員のお話にありましたように、高度地区と高さの判断ということになります。あくまでもこちらに書いてある高度利用地区につきましては、地域の事情や特性などを踏まえた上での話になりますので、今後、三鷹市の中で高度利用をどのようにしていくかという話だと思えます。都市計画等を含めてやる中では、市民の皆さまの意見を聴きながら、都市計画法にのっとって公聴会等を開くということもあります。また、三鷹市においては、あくまでも都市計画法だけでなく、事前に地域の方と話し合いながらということも踏まえていますので、引き続き高度利用地区と併せて都市計画については進めていきたいと考えております。

【金井会長】 栗原委員。

【栗原委員】 12ページに留意すべき事項ということで、市民参加の推進が掲げられています。地域住民の声を反映する運用によって、高度利用がより地域の住環境の良好な形成に結びつくと思えますので、そこはしっかりと留意した議論をしていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

【金井会長】 よろしいですか。後藤委員。

【後藤委員】 それでは、7ページ(1)の中央あたりについてお伺いしたいのですが、部長の説明でも、9ページ2の(2)の自然環境整備ゾーンの関係では、天文台のことを想定して記載内容を変更されたというご説明がありました。7ページ1の(1)の下の方もいろいろと変更や記載内容の整理等があったと思えます。その中で、一番下の「また」以降など、「災害時の避難所等となる公共施設など」というかたちで、必要に応じた用途地域等の見直しを行うという、非常に解釈やエリアが広げられるのではないかという記載になっているかと思えます。その点に関して、避難所等となる公共施設などということで、公共施設に限らず、例えば民間施設等も含まれるという認識なのか、どのような想定の下で変更し

たのかお伺いしたいのと、実際、民間施設等で、災害時は重要な拠点という位置づけでは、避難所に限らずということだと思いますが、ここに「等」が入る。「避難所等」となって、災害時の重要な拠点ということであれば、例えば、民間施設の医師会館、あるいは、商工会館や農協など、そうした重要な施設はいくつかあると思います。特別どこかということはないですが、場合によっては、そういった民間施設の用途地域の見直しも想定しているのかについて説明をいただければと思います。

【金井会長】 梶原都市計画担当課長。

【梶原都市計画担当課長】 都市計画担当課長、梶原です。

三鷹市内の公共公営施設で避難所となっているところは、三鷹市で管理しているものや、私立学校等ですが、そういったものについては、用途地域指定前に建築されたものもあり、今の用途地域や高さ規制に合わせた建替えが難しいという状況がございました。

そういった中で、現在、具体的に建替えの計画等はございませんが、避難所になっているところについて、都市計画が縛りになって建替えができず、老朽化したまま放置されるのはよろしくないで、もしそのような建替えのお話があれば、防災的な観点に併せ、周辺の方のご意見を伺いながら地区計画を策定して、建替えを可能にしていけるようにということで記述しております。

【金井会長】 後藤委員。

【後藤委員】 方向性については理解しましたが、そうであるならば、災害時の避難所となる「避難所等」と入っていますが、「避難所となる」でいいと思いますし、民間の施設等が含まれないのであれば、「公共施設について」という表記でもいいと思います。そうしたときに「等」や「など」というところに関して、民間の施設等も含めて、避難所でなくても重要な災害時拠点となる、必要に応じて解釈をするような方向性で書いたのか、場合によったら避難所であっても建替えを促進する重要な拠点ということで、災害時の拠点として重要であるのであれば、用途地域の変更もあり得るのかどうか、それは民間施設も含めてという趣旨のことなのか、そのあたりの解釈の仕方、どのような方針、用途地域の見直しの指定の方針ということで考えて記述されているのか、お伺いしたいと思います。

【金井会長】 小泉都市整備部長。

【小泉都市整備部長】 都市整備部長、小泉でございます。

委員がおっしゃるとおり、防災上重要な施設というのは、必ずしも公共施設だけではなく、民間が持っているところも避難所になっていたり、それ以外の防災上の位置づけがあった

りというものもございますので、先ほど担当課長も申しあげましたように、具体的にどこかターゲットが既にあるというわけではございませんが、防災上のことを考えれば、民間施設に限らず、防災的に必要なものについて、しっかりと災害時に機能するような建替えなどを進めていく必要があるだろうといった観点から、少し広く捉えられるように、このような記載をしています。

当然ながらそれぞれ個別の事案を見ながら、どのような都市計画の見直しが必要なのかという判断になりますが、この指定方針の中では少し幅広に、そのようなことを検討できるような考え方から、「等」といったことや、公共だけではなく公益施設というようなかたちでの記載をしているところです。

【金井会長】 他にございますか。

特にないようですので、これをもちまして、質疑等を打ち切ります。

これより採決いたします。日程第1、諮問第4号「三鷹市用途地域等に関する指定方針及び指定基準（改定案）」については異議なしとして答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【金井会長】 異議なしということでありますので、そのように決定いたします。

それでは、ここで、市長に答申を行うために、一時会議を一旦休憩いたします。

（ 休 憩 ）

【金井会長】 それでは、会議を再開いたします。

これより市長に答申を行います。

3 三都審収第2号、令和4年2月17日。

三鷹市長、河村孝殿。

三鷹市都市計画審議会会長、金井富雄。

令和3年度第3回三鷹市都市計画審議会における答申について。

令和4年2月17日付3 三都第715号で諮問のあった標記の件について、当審議会の意見は下記のとおりである。

記。

1、審議結果。

（1）令和3年度諮問第4号、三鷹市用途地域等に関する指定方針及び指定基準（改定案）については、諮問どおり異議ありません。

【河村市長】 ありがとうございます。

ただいま会長から答申をいただきました。これまで何回もご説明して、今回しっかりとした答申をいただきました。短時間ではありましたが、用途地域は、先ほど諮問のときにご説明いたしましたように、三鷹のまちづくりにとって非常に根幹をなすものであります。これまでの様々なご議論を基礎に、しっかりとまちづくりを進めていきたいと考えております。本当にどうもありがとうございました。よろしくお願いたします。

【金井会長】 続いて、日程第2「三鷹台駅周辺地区の都市計画変更について」の報告を受けます。事務局より説明を求めます。

梶原都市計画担当課長。

【梶原都市計画担当課長】 都市計画担当課長の梶原です。

日程第2、三鷹台駅前周辺地区の都市計画変更についてご説明します。資料2をご覧ください。資料2のうち、資料2-1は、昨年11月12日に開催した今年度第2回都市計画審議会で諮問をさせていただき、確定した土地利用の方針です。同方針に沿って変更する4つの都市計画について、都市計画法に基づき作成した変更素案が、資料2-2から資料2-5までです。資料2-2が用途地域、資料2-3が特別用途地区、資料2-4が高度地区、資料2-5が地区計画となります。

まず、資料2-1の1ページをご覧ください。既にご覧いただいているものですが、2、対象区域です。赤い破線の対象区域内を緑の第一種低層住居専用地域と、黄緑の第一種中高層住居専用地域から、ピンクの近隣商業地域へ変更することとしております。

3ページをご覧ください。ピンクの近隣商業地域の範囲を整備済みの道路の区間、図の①、②ですが、こちらの東南側について、道路から20メートルに変更することとしております。

以上の2点の変更を近隣商業地域と併せて指定している高度地区、特別用途地区にも同様に適用するとともに、地区計画では関連する部分の時点修正を、今回、変更素案に反映しています。

続きまして、資料2-2をご覧ください。資料2-2の1ページ目が、用途地域の総括図です。右上の赤い部分が変更箇所です。

次に、2ページが用途地域の計画図で、3ページがその新旧対照図になっておりますので、3ページでご説明させていただきます。

図で、丸数字が矢印で指している色塗りされている部分が変更箇所になっております。変更の内容については、右下の凡例でお示ししております。まず、赤の①が第一種低層住居専用地域から近隣商業地域への変更、黄色の②が第一種中高層住居専用地域から近隣商業地

域への変更、青の③が近隣商業地域から第一種低層住居専用地域への変更です。建蔽率、容積率など関連する項目の変更については、それぞれ右下の凡例のとおりです。

凡例の一番右の欄に、変更箇所それぞれの合計面積が記載されております。①、②は0.1ヘクタールとなっておりますが、③のみ面積が微小のため、ヘクタール単位だと0.0ヘクタールとなってしまいますので、括弧書きで60平米と表記を加えております。

図の中央より少し下、四角の枠で囲まれた部分で、①の矢印で、区画道路から20メートルとなっている部分について、図の右のほうの四角の枠に、拡大図を載せております。拡大図でも変更箇所のハッチが潰れて太線のような形になっておりますが、その拡大図の中の引出し線で区画道路から20メートルと記載のある範囲が、赤の①に該当しております。

続きまして、4ページをご覧ください。用途地域の計画書です。今回の変更箇所を黄色でマークしております。

6ページ目をご覧ください。こちらは新旧対照表です。第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域が近隣商業地域へ変更になることにより、面積が増減しております。

8ページをご覧ください。用途地域の案の理由書です。中段下あたり、「このたび」以降で、駅前広場周辺において、にぎわいの創出を図るため、地区整備区域を拡大するとしております。下段の一番下のほう、「このため」以降で、地区計画の変更と区画道路1号の整備の進捗に伴い、約0.2ヘクタールにおいて用途地域を変更するとしております。

9ページをご覧ください。用途地域変更の経緯の概要書です。本日の審議会で、本変更素案を報告させていただいた後、原案として確定いたします。その後、公告、縦覧を3月22日から4月5日まで、意見書の募集を4月19日まで行い、併せて4月3日に地域で原案の説明会を行うことを予定しております。それぞれ意見をいただきましたら、7月上旬頃、改めて本審議会に報告させていただきたいと考えております。このスケジュール等については、詳細が決まり次第、説明会のご案内を委員の皆さまにお送りさせていただきたいと思っております。

特別用途地区、高度地区計画についても、同様です。

続いて、資料2-3をご覧ください。資料2-3の3ページ、新旧対照図です。用途地域を近隣商業地域へ変更するのに伴い、赤の①に、第三種特別商業活性化地区を指定します。また、近隣商業地域から第一種低層住居専用地域になる青の②については、特別商業活性化地区から外れることとなります。

4ページをご覧ください。特別用途地区の計画書です。第三種特別商業活性化地区が0.2ヘクタール増加します。また、第三種特別商業活性化地区に指定されると、にぎわい創出の

ため、住宅の敷地面積などが低減され、店舗の設置が誘導されます。

次に、資料2-4です。3ページをご覧ください。高度地区の新旧対照図です。表の右側、高度地区の欄をご覧ください。用途地域の変更に伴い、赤の①、第一種高度地区は、25メートル第三種高度地区に、黄色の②、25メートル第二種高度地区は、25メートル第三種高度地区に、青の③、25メートル第三種高度地区は、第一種高度地区にそれぞれ変更になります。

次に、資料2-5、1ページをご覧ください。地区計画の総括図です。今までの3つの都市計画と異なり、地区計画は、区域全体が変更箇所となっております。

9ページをご覧ください。地区計画の新旧対照図です。赤で囲っている部分が変更箇所です。新たに近隣商業地域になる箇所を、地区整備計画区域に追加しております。

次に、10ページをご覧ください。地区計画の計画書です。赤字が変更部分です。今回の変更内容に加え、改定した土地利用総合計画の名称など、時点修正による変更を行っております。

12ページをご覧ください。地区計画の変更概要で、新旧対照表になっております。こちらは変更箇所に下線を引いておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

14ページをご覧ください。表の下の地区整備計画です。地区整備計画区域を追加したことにより、面積が0.1ヘクタール増加しております。

15ページをご覧ください。地区計画の案の理由書です。下段の「なお」以降で、地区整備計画の区域の変更は、駅前広場周辺に限定していますが、地区計画の変更は、全体約60ヘクタールとしております。これは先ほどの計画書の時点修正などが地区計画全体に係るため、変更部分についても全体の60ヘクタールとなっております。

私からの説明は以上です。

【金井会長】 説明は終わりました。

これより質疑を行います。ご質問のある方、ご発言をお願いします。野村委員。

【野村委員】 三鷹台駅前については、この間も説明をいただけてきていますので、最後に具体的なことでということですが、この間の変更に関わる地域住民の皆さまへの説明等をしていて、今回の最終的なところに関して説明会等がなされて、地域の皆さま方からのお声は何かあったのかというのを確認したいです。それと1点、青いところの変更は、線路の上にある歩道橋などのためと解釈していいのか、ご説明いただければと思います。お願いします。

【金井会長】 梶原都市計画担当課長。

【梶原都市計画担当課長】 都市計画担当課長の梶原です。

まず1点目、地域の方のご意見についてですが、土地利用の方針の策定の過程では、ワークショップなどいろいろな機会を捉えて地域の方にご意見をいただいております。今回の都市計画の変更の手続については、本審議会でお示しさせていただいた後、地域の方にご説明して、今後、ご意見を伺いながら、必要に応じてご意見を取り入れていきたいと考えております。

2点目の変更箇所についてですが、青の部分については、近隣商業地域から、第一種低層住居専用地域に変わる箇所です。規制が厳しくなる場所です。規制が厳しくなりますが、線路敷きの範囲内ですので、建築等の影響は少ないと考えております。こちらについては、土地所有者の京王電鉄にご説明しながら、進めていきたいと考えております。

以上です。

【金井会長】 野村委員。

【野村委員】 説明会については、この後、なさるということで分かりました。

線路上の件ですけれども、踏切の対応など含めて、歩道橋があったりしますが、それ以外に、線路について何らかの変更という可能性が今あるのか。もしあれば、またそれはそのときの手続がいろいろ出てくると思いますけれども、その辺は現状どおりで動いていく予定だという理解でよろしいでしょうか。

【金井会長】 梶原都市計画担当課長。

【梶原都市計画担当課長】 都市計画担当課長、梶原です。

おっしゃるとおりで、駅舎を建替えてから、あまり時間も経っておりませんし、こちらについては線路部分が当たる道路の拡幅を既に完了しておりますので、近々何か建築等があるという影は影があるということは想定しておりませんが、京王電鉄にご説明に行く際に、今後の計画等についてお伺いしたいと思います。

【金井会長】 他にご意見ありませんか。

ないようですので、以上で日程第2についての質疑を打ち切ります。

続いて、日程第3、国立天文台周辺のまちづくりについての報告を受けます。事務局よりお願いいたします。野崎まちづくり推進担当課長。

【野崎まちづくり推進担当課長】 まちづくり推進担当課長の野崎です。私からは、報告事項の日程第3、国立天文台周辺のまちづくりについてご説明いたします。

資料3をご覧ください。まず、このたび国立天文台周辺のまちづくりに取り組むことにな

りました背景ですが、令和元年の11月に、国立天文台より、今後の研究の継続発展に向けた財源確保のため、同敷地の北側ゾーンの有効活用についての相談が市に寄せられました。

これを受けまして、市では土地の売却により住宅が建て並んでしまうこと、また、貴重な緑地が多く失われてしまうことを避けたいという想いと、この敷地を活用して、地域の質の高い防災・減災のまちづくりを実現できないかといった観点から、令和2年の12月に、これまでの協定を発展させるかたちで、まちづくりに関する項目などを追加した、「国立天文台と三鷹市の相互協力に関する協定」を改めて締結しました。令和3年度は、この協定に基づきまして、国立天文台が抱える課題と、周辺地域となる大沢地域が抱える課題を解決できるような魅力あるまちづくりを進めていくための、土地利用基本方針の策定に取り組んでいくところでございます。

それでは、1の国立天文台の施設概要でございます。名称等は記載のとおりですが、所在地につきましては、別紙1を併せてご覧ください。国立天文台は、大沢地域のほぼ中央に位置しております。

続きまして、別紙2をご覧ください。こちらが、「国立天文台と三鷹市の相互協力に関する協定書」です。これまでの協定に、1の(3)国立天文台周辺地域の魅力あるまちづくりに関すること、また、(4)国立天文台の敷地の土地利用計画の見直しに関すること、この2項目を新たに加えて、改めて協定を締結いたしました。

資料3にお戻りください。3の土地利用基本方針の策定に向けたこれまでの経過についてでございます。令和3年度は、この協定に基づきまして、土地利用基本方針の策定に取り組んでいるところですが、これまで市議会に対しましては、記載のとおり進捗状況に応じた行政報告を行うとともに、令和3年の10月から12月にかけて、地域団体へのヒアリングの実施、また、令和4年の1月には、広く地域の皆さまを対象とした合計3回の「説明会とパネル展示」を実施し、地域の皆さまからのご意見をお聴きしながら、土地利用基本方針策定に向けた取組を進めてきているところです。

続きまして、4の国立天文台周辺地域土地利用基本方針策定に向けた市の基本的な考え方(案)及び国立天文台周辺地域土地利用基本方針(骨格案)についてです。資料は、別紙3及び別紙4となりますが、まずは、別紙4をご覧ください。

1ページでは、上段で、先ほどご説明しました取組の背景をまとめております。その下は、国立天文台が抱える課題と、天文台周辺となります大沢地域が抱える課題を解決できるような魅力あるまちづくりを考えるに当たりまして、この大沢地域の現況を6つの視点から

整理しております。

いくつかご紹介させていただきます。まず、中央上段では、日々の暮らしに直結する部分として、スーパーマーケットやコンビニなどのお店の配置状況と、路線バスとコミュニティバスのルートをまとめています。大沢地域にはコンビニや薬局はいくつかあるものの、赤い丸で表示されているスーパーマーケットが立地しておらず、買物不便地域であること、また、大沢地域は坂が多いことに加え、バス停に出るまでの道のりが長く、バスが使いづらいといった状況が分かります。

右側上段は、都市計画図から抜粋したものです。大沢地域の多くが第一種低層住居専用地域となっており、商業施設の立地が制限されている状況、また、国立天文台にとっては、教育研究施設としての用途と、一部不整合が生じている状況が分かります。

そして、右側下段は、防災の観点から見た大沢地域の状況です。野川の沿線が青く塗られているのは、ハザードマップで浸水予想区域に指定されている範囲です。羽沢小学校と大沢コミュニティ・センターがこの浸水予想区域内に含まれており、震災時の避難所には指定されていますが、大雨などによる風水害時の避難所からは外れている状況です。

続きまして、2ページをご覧ください。こちらでは、国立天文台の敷地を北側、東側、西側の3つのゾーンに分け、検討課題を整理するとともに、周辺地域における共通課題を記載しています。

まず、黄色で囲っている北側ゾーンですが、ここが今回のまちづくりの中心となる敷地です。自然環境と調和した新たな土地利用を検討するゾーンとしています。また、国立天文台にとっては、敷地活用による研究教育の充実・強化のための財源確保に向けたゾーンという位置付けにもなっています。

次に、その下の左側、緑色で囲った西側ゾーンでは、歴史的建造物の保全・継承や都市計画の見直しなど、また、右側の青色で囲った東側ゾーンについては、国立天文台の研究教育及び公開機能の充実・強化や、都市計画の見直しなどに取り組むゾーンとしています。

なお、資料の左側上部では、周辺地域を1つのゾーンとして捉えまして、浸水予想区域内に公共施設が立地している地域の防災性の課題や、買物が不便であるといった商業環境の課題など、地域全体の共通課題を記載しています。

次に、こうしたそれぞれの課題を解決できるようなまちづくりに向けまして、地域のご意見を踏まえながらまとめました、基本方針策定に向けた市の基本的な考え方(案)についてご説明いたします。資料は、別紙3をご覧ください。

こちらが基本的な考え方の案となります。上段の左側は、先ほどご説明しました国立天文台との協定の内容、その右側では、主な検討課題に加えまして、現在市が策定を進めております「新都市再生ビジョン（仮称）」との整合を図っていくこと、また、スクール・コミュニティの創造を目指すとしている「三鷹市教育ビジョン2022（第2次改定）」の考え方とも整合を図っていくことを記載しています。

中段では、まちづくりの目標として、「天文台の森を次世代につなぐ学校を核とした新たな地域づくり～大沢地域・三鷹市・国立天文台で取り組む協働のまちづくり～」を掲げました。その基本的な視点として、「防災・減災」、「自然環境・歴史文化」、「教育・研究・子育て、コミュニティ」、「日常生活、新たなライフスタイル」の5つの視点から地域のあるべき姿を考え、今回の土地利用においては、「質の高い防災・減災のまちづくり」、「学校を核としたスクール・コミュニティの創造」、「日常生活圏を基盤とした商職住近接のまちづくり」を3本の柱としております。

下段では、そこからさらに具体的に、国立天文台と大沢地域の課題に対する取組の内容を記載しています。国立天文台の課題解決に向けた取組につきましては、左側の青色の点線で囲んだところです。まず、敷地の有効活用による収入の確保、また、研究教育機能の強化に向けた都市計画の見直しに取り組んでいくこととしています。

地域の課題解決に向けた取組としましては、右側の黄色の点線で囲んだところです。まず①で、新たな防災拠点の創出とスクール・コミュニティを基盤とした地域の拠点化に取り組むこととしています。

次のステップとして②で、天文台の豊かな森に触れ、天文台と連携した特色のある学びと新小学校を検討します。こちらは浸水予想区域内にある羽沢小学校を国立天文台の敷地に移転することを含めて検討していきます。

さらに次のステップとして、③で、羽沢小学校が移転した場合の跡地について、地域の大きな課題の1つでもある買物環境の改善に向け、スーパーマーケットなど商業施設の誘致を検討していくこととしています。

最後に、一番下のところ、ピンク色の点線で囲まれたところですが、今後の検討課題として、浸水予想区域内に立地する大沢コミュニティ・センターや、今後、建物の更新時期を迎える大沢台小学校などの公共施設の在り方について、今後も地域のご意見をお聴きしながら、引き続き検討していくこととしています。

以上が、市の基本的な考え方の案となります。

次に、この考え方に基づきまとめた土地利用基本方針の骨格案についてご説明します。資料は、別紙4の3ページをご覧ください。

資料左側上部には、主な上位計画・関連計画を示しています。そして、その下の土地利用の基本的な考え方とゾーニングの考え方のところで、今回の土地利用基本方針の骨格となる部分をまとめています。

まず左側、(1)の土地利用の基本的な考え方につきましては、5つの視点からまちづくりを考えるということを明示し、(2)のゾーニングの考え方では、先ほどご説明しました各ゾーンの検討課題への対応の方向性について記載しています。

1つ目の新たな土地利用検討ゾーンでは、小学校の移転による防災拠点の整備ということで、浸水予想区域内にある羽沢小学校の、国立天文台北側敷地への移転を検討することを記載し、地図上では大きな青い矢印で示しています。また、移転に際しましては、緑地を活かした地域をつなぐ防災・教育・コミュニティの拠点形成を検討していくといった内容で整理をしています。

2つ目の国立天文台の研究教育・公開機能の強化ゾーン、3つ目の歴史的建造物の保全・継承と観測環境及び自然環境保全ゾーン、4つ目の地域共通課題検討ゾーンについても、対応の方向性について、それぞれの考え方を記載しています。

なお、この図の北側エリアでは、大沢台小学校についても、国立天文台の北側敷地に向けて、点線の矢印で示していますが、こちらは令和3年10月におおさわ学園のコミュニティ・スクール委員会から提出された要望書において、羽沢小学校の移転と併せ、大沢台小学校と合併し、新小学校の創設を希望することが記されていることから、今後、地域の皆さまからのご意見をお聴きしながら検討していくこととし、こうした記載をしているところです。

最後に、今後の進め方を資料の右側に記載しております。今年度3月に土地利用基本方針を策定した後、令和4年度以降は、土地利用基本構想、土地利用整備計画を地域の皆さまのご意見をお聴きしながら策定し、その後、都市計画変更をはじめ、記載の各段階を経まして、供用が開始されるスケジュールを考えております。

説明は以上です。

【金井会長】 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質問のある方はどうぞ。野村委員。

【野村委員】 議会に行政報告があり、私も報告を受けていますが、学校はすごく地域の核になっているところなので、地域の方々へ、その移転に対してどのような影響があるのか

考えながら、説明していくことがとても大きなことだと思っています。実際に今から取り組んでも、順調にいったら5年、6年後に具体化して見えてくるということになるのだろうと思います。その辺りのことも含め、地域の方たち、あるいは保護者になるような方々への説明なども含めて、学校が移転するというこの影響をどのように見るのかというのが1つ。

もう1つ、問題の北側敷地は、斜面になっている部分が結構あったと思います。また、今、緑になっているので、その木を伐採して公共施設をつくるような話になると、それはそれで目に見えてきたところで、周辺の皆さまなど、地域のあちこちの皆さまから、お声が出てくるのではないかとこの心配もあるのですが、その辺りの緑の保全、あるいは土地利用の在り方、削って建てるのかなど、今後の方向性、どれくらい大きな土地の改変になっていくのかということの見通しなど、もし何かあったらお願いしたいと思っています。

【金井会長】 河村市長。

【河村市長】 現段階では、おおむねの考え方が決まったわけです。どのように改築していくか、移設するかなど、その後どうするかということが詳細に決まっているわけではないです。今、ご説明しましたように、基本的には羽沢小学校の移転が中心です。ただ、そこに合わせて大沢台小学校や第七中学校の問題が出てくるので、学校の問題が中心であるということは間違いのないと思います。その校舎の位置、校庭の位置については、まだ決まいません。北側の敷地というのは、野村委員もご承知のように、以前官舎があったところです。もともと森だったところではありません。官舎の以前は、大沢の皆さまの畑があったところ、あるいは長久寺があったと理解しています。かつてそうだったからそこに戻っていいという話ではないですが、どちらかといえば竹やぶや細木などが密集し、一定の手入れはしていかなければいけないところです。未利用地だったため、そこを活用して大沢の緑を守ることとありますから、単純に民間で開発されるよりは、しっかりとした計画をつくっていきたいと思っています。

【金井会長】 野村委員。

【野村委員】 まだまだ全体像の考え方を今、示された段階なので、それを地域がどう受けとめて動いていくのかはこれからなのだろうと思います。また別の機会で、細かいところをこれから詰めていったところでまたやらせていただきたいと思っています。ありがとうございます。

【金井会長】 他にございますか。栗原委員。

【栗原委員】 すみません。地域の声も、これからだと思います。羽沢小の移転を前提と

した計画のように見えるのですが、移転をする理由は、浸水予想区域内で、浸水時に避難所にならないということだと思います。この野川と地域との関係で、多摩川の越水のように、家が流されるような浸水被害が想定されるようなかたちで、学校を本当に移転しなければならないのかという点は、専門家の視点で検討することが必要ではないかと思います。

避難所が変わっても、住んでいる人は今住んでいるところにいるわけですから、羽沢小に通われている児童の保護者、また家族、住民は、高台に引っ越せるわけではないわけです。

避難所の確保という点で、やはり総合的な視点で検討することが必要だという認識をしています。意見だけ述べておきたいと思います。

【金井会長】 河村市長。

【河村市長】 令和元年の台風19号が発生したときに、野川が氾濫するということがテレビ報道されました。実際はそのようなことはなく、工事中ではありましたけれども、調整池が野川の溢水を受け止めて、氾濫を防いだということでもあります。

ただ、野川の周辺に住んでいらっしゃる方で、避難できる方は600人は避難しました。三鷹市始まって以来のことで、被害はなかったのですが、そのようなことがありました。ご指摘のような多摩川のあたりは、各自治体によって違いますけれども、その10倍以上の、6,000人、1万人近い人たちが避難したという状況でありまして、多摩川は氾濫したんですよ。

始まって以来のことが起きたということで、急遽今、防災計画も含めて様々な見直しをしているところでございます。

今言われたように、避難できる人は避難します。避難できない人もいますよね。数日後に当事者回りで、野川沿いに住んでいらっしゃるひとり暮らしの方のところに行ったことがあります。本当にそういう方もいらっしゃる。要援助者のような人たちのリスト化が既にされているわけではあります。その人たちが避難場所に行けるように、何らかの災害があったときに、しっかりとパートナーをつくって避難していく、避難場所にお連れする、そのような仕組みを今、検討しているところでございます。避難所があればいいというわけではなく、そこまでどのようにして、援助が必要な方をお連れするかということも並行して、現在検討しています。

また、羽沢小の避難場所としての改築、改修のようなものがないかと言われれば、私はできると思います。ただ、なぜ今回、天文台の問題で、このような展開を考えたかといいますと、まさに天文台の森も守らなければいけない。我々が天文台から相談を受けたうえで、羽沢小の問題を解決するには、天文台はどうだろうかということで進めなければ、恐らく天

文台は別なかたちで民間開発されてしまう可能性が大きかった。その緊急事態の中で、現在のような方向を考えさせていただいて、国立天文台もプラスになる、三鷹市もプラスになる、まちの人たちもプラスになる、夢のあるプランになるのではないかとということで、今推し進めているところです。

今のところ市民参加、地域の中での意見聴取というレベルで言いますと、概ね反対する方はいらっしゃらない。実際どのように展開するかということについてはいろいろ意見が違って来る可能性はありますけれども、ぜひ進めていただきたいというのが大方の市民の方のご意見であると私は理解しています。

【金井会長】 栗原委員。

【栗原委員】 防災の点と、またコミュニティの問題という点は関連しますけれども、一つ一つ深い検証、研究が必要かと思えます。野川地域の浸水被害の対策ということでは、都心、都内のゼロメートル地帯で、浸水被害が出れば、市域、区域全域が浸水してしまうところでは、逃げる場所がない。逃げる場所がないということであると、垂直避難だというふうに、やはり発想の転換がされるわけです。この地域の浸水被害を防ぐための手だて、防災の観点では、垂直避難ができる避難場所を確保することが、浸水被害が想定される地域における避難所として必要だということは、検討の対象にあるかと思えます。それが機能として、今の羽沢小学校は使えないという事実があるわけで、それにどう対応するのかということと、それを前提にして、学校を移転するということでは少し違うので、地域の人声、また学校の声も聴くということではよく分かりましたので、その点は留意して、今後検討していきたい、また検討させていただきたいと思っています。

【金井会長】 他にございますか。どうぞ。

【佐々木委員】 大変分かりやすいご説明ありがとうございました。計画を拝見していて、土地利用の基本的な考え方としては、地域の問題を複合的に解決する、非常に優れた計画になっているなと思いました。それだけに、今まだあまり見えてはないのですが、小学校の移転等を伴う社会構造の変化が、それにどのように伴っているかということに関しては、きちんと検討して考えていく必要があると思っています。

計画が魅力的で、かつエリアの写真を拝見して、非常に魅力的なエリアだと感じましたので、そういった意味で、この場所の空間的、また社会的な原風景といったものの魅力をきちんと明らかにしながら、この計画を通して、非常に魅力的な地域の空間、社会の原風景を引き継ぐような場所にするような計画に発展して、計画を進めていただければいいなと感じ

ました。意見です。

【金井会長】 他にございますか。山田委員。

【山田委員】 ありがとうございます。事実確認等ということなのですが、学校を移転させる場合に、この土地は天文台さんから買うのでしょうか、借りるのでしょうかというところ。あと、羽沢小学校の跡地を有効活用の商業施設、お話のスーパーなどかもしれないのですが、これについて、浸水リスクはあるが、民間のスーパーであれば恐らく手は挙がるだろうという見込みであるのか。あともう1点、大沢コミセンについては、今、様々なご意見があると承知はしていますが、場合によっては併せてやるかもしれないという方向でも、今検討はしているのでしょうか。そこだけ教えてください。

【金井会長】 久野都市再生部長。

【久野都市再生部長】 都市再生部長の久野です。今お話のありました点についてご回答いたします。

まず、天文台の敷地の北側の部分について、市が買うか借りるかについては決まっております。天文台といろいろな協議を進めていきながら、一番いい方法を考えたいと思っております。これから具体的に土地利用計画を定めていきますので、その内容によっても変わってくるかもしれませんが、また、それがどの位置になるかによっても変わってくると思います。いずれにしても、これから決まっていくところでございます。

それから2点目の、羽沢小学校が移転した場合の跡地についてですけれども、現在こちらの場所については、道路に面した非常にいい立地だということと、当然今回の羽沢小学校の移転の根本的な理由としております水害の危険性もあるということ踏まえまして、もし商業施設を誘導するのであれば、安全対策も含めた商業施設などの誘致を考えたいと思います。

実際に誘致ができるかどうかについては、本当にやってみなければ分かりませんが、例えば定期借地で貸す場合であれば、地代との関係になってくると考えております。

最後に、大沢コミュニティ・センターでございますが、こちらについては、現在、利用者も多く、地域の方々も、非常に愛着がございます。そのため、必ずしも同時に移転するとは限らず、何らかの対策をするのか当面しないのかといったことについて、地域の方々と話し合いを持ちながら考えていきたいと考えております。

以上です。

【山田委員】 分かりました。では、この計画で、取りあえず様々な意見集約など図って

いただければと思います。

【金井会長】 中村委員。

【中村委員】 学校の移転とともに、場合によっては大沢台小学校と統合ということで、学校についてはかなり思い入れのある方も多いと思うので、なかなか無くすというのは難しいと感じますが、恐らく子どもが減っていくときに統合という話はあるのでしょうか、グラフを見てみると、大沢台小学校も羽沢小学校も子どもの数は増えていますが、見通しとして増えているのに合併するということですか。特に見込みをどう立てるかなのですが、高山小学校など比較的新しい学校ですけれども、見込みが違ってしまっているところもあるので、これからの子どもたちの見込みや、大沢全体の振興をどう見ていくかを教えていただければと思います。

【金井会長】 河村市長。

【河村市長】 私どものほうで、例えば大沢台小学校を、保護者の方と子どもたちのご希望にもかかわらず、このままでいたいというのに、無理やり一緒にするという考えはないです。ただ、コミュニティ・スクール委員会のほうから、ぜひそうならば一緒にしてほしいという声もあります。文部科学省がやっている共同学校のようなかたちで、一緒にすることも考えられます。ただそれは現実的に、児童数も含めて地域の中でどのように一緒にすることができるのか。羽沢小学校は小さな学校なのですが、今、大沢台小と一緒にすると普通の大きな学校になると思いますから、そのような場合に、それを望むか望まないか、また、それに見合った敷地があるかどうかとも具体的に考えていかなければいけないということで、これからの課題であると思っています。

今例示された学校以外にも、それなりに老朽化している学校、あるいは新しくつくったばかりだけど、子どもがあふれてしまっている学校など、様々な状況がございます。それは新都市再生ビジョンの中で、どのような順番でやるべきかということ、一定程度考えていきたい。そのときに統合というのは、一緒にする、複合化、融合化するような要素があるかどうかということも、大きな政策的な要件だと思っています。例えば近隣で、コミュニティ・センターが同じようにある、あるいは別の公共施設があるということで、一緒にすることによってメリットがある、財源も出せるというような状況がないとなかなか厳しい状況でありますので、そのようなことを総合的に勘案しながら、優先順位を考えていかざるを得ない。それ以外に、雨漏りがする、ひびがあるということであれば、それはそういった順位とはまた別に、緊急に対応していかなければいけない。全部が全部、全て初めから分かるわけでは

ありませんので、そのようなかたちでしっかりと対応していく。

ただ、今回の場合は、学校3部制を去年、教育委員会を出して、地域を放課後の子どもたちの場としても活用してもらおうという提案が出ました。コモンズという、共有財産として、学校を地域の中で活用してもらおうことで、複合化して面白いというようなことが、教育委員会からの提案でありました。これは非常に大きなことだと思っていまして、これから、高度成長期に至るまで、学校施設あるいはコミュニティ・センターをつくり続けてきた三鷹市でありますけれども、やはり老朽化してきて、様々な施設がそのような状況に直面していることを考えると、都市経営上は、優先順位を決めて、できるところからやる。あるいは、本当に危ないところはすぐにでも対応する、この2つの方針をしっかりと都市経営の視点にして、グリップをかけてコントロールしていくということが大変重要だと思っておりますので、そのように理解していただきたいと思えます。

【中村委員】 学校に深く関わっていらっしゃる方々の意見なので、それは否定することは私もないと思っておりますが、地域の方を含めて、自分の通った学校にまた子どもを通わせたいなど、やはりいろいろな思いが学校にたくさんあるので、丁寧にそのようなお声を聴いていただきたいと思えますし、特に大沢も広いですから、浸水の危険は配慮されなければいけません。今度通学が遠くなる子どもがいたりなど、いろいろな問題があると思えますので、地域の声を聴いて、また人口の予測等もして、後で建て直しは簡単にできないですから、厳に進めていただければと思います。以上です。

【金井会長】 他にございますか。

特にないようですので、以上で本日の議事を終了いたします。

事務局はほかにございますか。梶原担当課長。

【梶原都市計画担当課長】 次回の都市計画審議会は、令和4年7月頃の開催の予定です。詳細の日程につきましては、また別途お知らせしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【金井会長】 それでは、本日の会議はこれで終了いたしました。委員の皆さま、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

— 了 —